

鳥取県告示第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

開放倉庫鳥取店

鳥取市安長223

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 ベスト電器鳥取本店

変更後 開放倉庫鳥取店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 鳥取いなば農業協同組合 鳥取市湖山町東五丁目261 代表理事組合長 中島 健

変更後 鳥取いなば農業協同組合 鳥取市行徳一丁目103 代表理事組合長 近藤 儀徳

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津二丁目1-12 代表取締役 北田 葆光

株式会社開放倉庫 京都府相良郡山城町大字椿井40-1 代表取締役 佐藤 巖

変更後 株式会社開放倉庫 京都府木津川市山城町椿井畑岡40-1 代表取締役 佐藤 巖

3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成20年4月24日

(2) 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成21年6月8日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

組合長変更に伴う代表者変更及び移転に伴う所在地の変更

(2) 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

テナントの入替えに伴う小売業者の変更及び店舗名称の変更

5 届出年月日

平成21年6月9日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

7 縦覧に供する期間

平成21年6月23日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。